

令和2年2月7日
記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に対する「帰国者・接触者相談センター」の設置等について

県では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談に対応するための「専用ダイヤル」を設置していますが、このたび新たに、感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、県内 8 か所の県保健福祉事務所・センターに設置します。併せて、「専用ダイヤル」の受付時間を21時まで延長します。

1 帰国者・接触者相談センターの設置

(1) 目的

電話での相談を通じ、感染の疑いのある方を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、受診させることでまん延をできる限り防止する。

※ 「感染の疑い」とは、現時点で次のⅠ及びⅡを満たすものです。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から2週間以内に、以下(ア)～(イ)のいずれかを満たしている。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

(2) 開設日

令和2年2月10日(月曜日)

(3) 受付時間

8時30分から17時15分(平日のみ)

※ 県内の保健福祉事務所の電話番号についてはこちらを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ka8/faq/p3678.html>

2 「専用ダイヤル」受付時間の延長について

2月10日(月曜日)から、次の受付時間に延長します。

(1) 電話番号

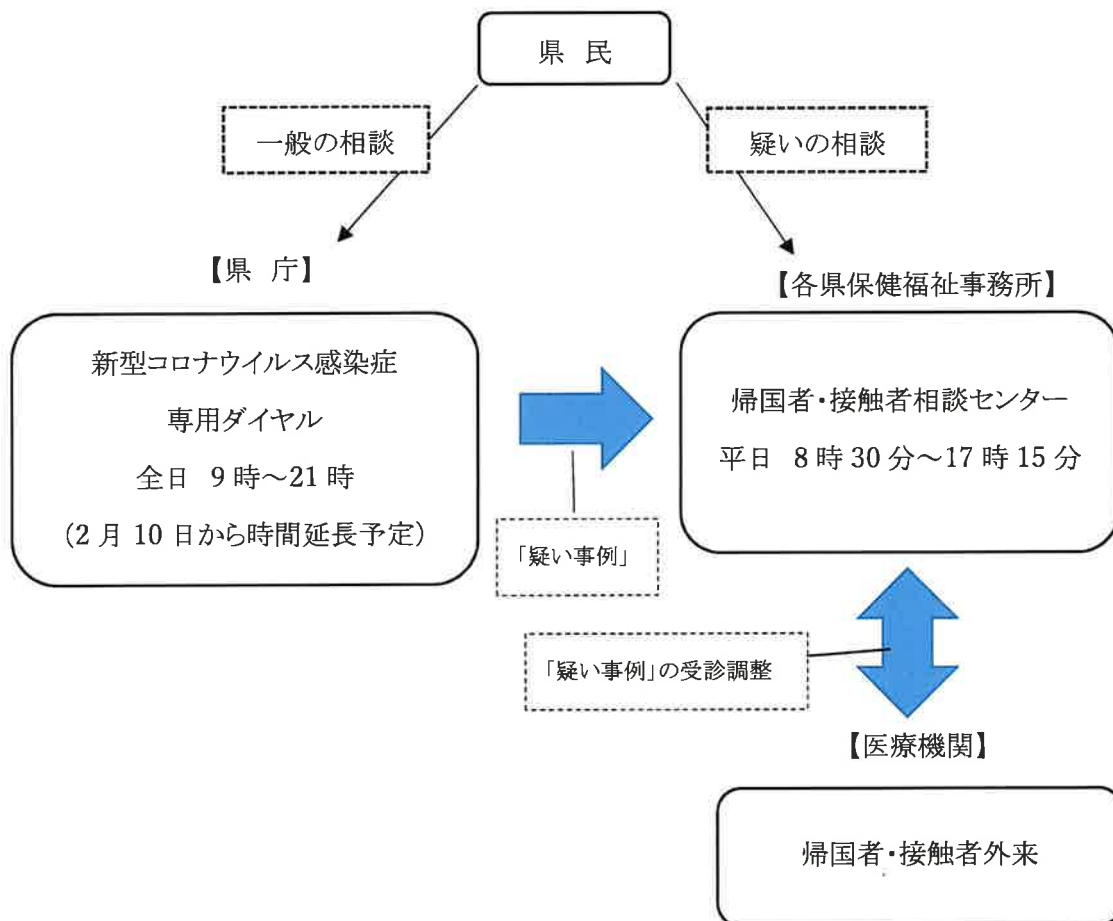
045-285-0536

(2) 受付時間

9時00分から21時00分(平日及び休日とも)

※ なお、名称を「新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤル」を「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」に変更します。

<参考>相談のスキーム



問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課

課長 森 電話 045-210-4790

感染症対策グループ 橋本 電話 045-210-4791